

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 2 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

A－2 次の記述は、無線局の免許の有効期間について述べたものである。電波法（第13条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して

A

 を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局及び義務航空機局の免許の有効期間は、①の規定にかかわらず、

B

 とする。
- ③ ①の総務省令で定める免許の有効期間は、次の(1)から(7)までに掲げる無線局の種別に従い、それぞれ(1)から(7)までに定めるとおりとする。
- (1) 地上基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）

当該放送の目的を達成するために必要な期間
- (2) 地上基幹放送試験局

2年
- (3) 衛星基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）

当該放送の目的を達成するために必要な期間
- (4) 衛星基幹放送試験局

2年
- (5) 特定実験試験局（注）

当該周波数の使用が可能な期間
- 注 総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設するものをいう。
- (6) 実用化試験局

C
- (7) その他の無線局

A

	A	B	C
1	3年	20年	2年
2	3年	無期限	5年
3	5年	20年	5年
4	5年	無期限	2年

A－3 次の記述は、海上移動業務の無線局における電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、

A

 に調整し、自局の発射しようとする

B

 によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、

C

 でなければ呼出しをしてはならない。

A	B	C
1 受信機を最良の感度	電波の周波数	少なくとも10分間経過した後
2 受信機を最良の感度	電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
3 送信機を通常の動作状態	電波の周波数その他必要と認める周波数	少なくとも10分間経過した後
4 送信機を通常の動作状態	電波の周波数	その通信が終了した後

A－4 海上移動業務の無線局を運用する場合における免許状に記載された事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－5 次の記述は、A1海域及びA2海域のみを航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器について、述べたものである。電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるものについては、この限りでない。

- A1海域及びA2海域のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器
- ① 送信設備及び受信設備の機器
 - (1) 超短波帯の無線設備（ A 及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 1台
 - (2) 中短波帯の無線設備（ A 及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 1台
 - ② 遭難自動通報設備の機器
 - (1) 捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置 1台（旅客船又は総トン数 B 以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、2台（旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。)であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数4に対し1の割合の台数を加えるものとする。))
 - (2) 衛星非常用位置指示無線標識 1台
 - ③ 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器
 - (1) ナブテックス受信機（F1B電波 C を受信することができるものに限る。） 1台
 - (2) インマルサット高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。） 1台
 - ④ その他の機器
 - (1) 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。）2台（旅客船又は総トン数 B 以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、 D ）
 - (2) 船舶航空機間双方向無線電話 1台
 - (3) 超短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 1台
 - (4) 中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 1台
 - (5) 船舶自動識別装置の機器 1台
 - (6) 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器（旅客船であつて国際航海に従事するもの、及び国際航海に従事する旅客船以外の船舶であつて総トン数20トン以上の船舶（国際航海に従事しない総トン数 B 未満の船舶のうち総務大臣が別に告示するものを除く。）の義務船舶局に限る。） 1台

	A	B	C	D
1	デジタル選択呼出装置	500トン	424kHz	4台
2	デジタル選択呼出装置	300トン	518kHz	4台
3	デジタル選択呼出装置	500トン	518kHz	3台
4	ファクシミリ	300トン	424kHz	3台
5	ファクシミリ	300トン	518kHz	4台

A－6 海上移動業務の無線局の主任無線従事者の職務に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、主任無線従事者の職務に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- 3 無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときに総務大臣の許可を受けること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

A－7 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- 2 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにその運用の停止を命令することができる。
- 4 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－8 次の記述は、非常通信及び非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第52条、第74条及び第74条の2）及び無線局運用規則（第136条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、 A を B に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を C ことができる。
- ③ 総務大臣は、②の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ④ 非常通信の取扱いを開始した後、 A の状態が復旧した場合は、 D 。

A	B	C	D
1 電気通信業務の通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	無線局に行うように要請する	速やかにその取扱いを停止することができる
2 電気通信業務の通信	利用することができないとき	無線局に行うように要請する	速やかにその取扱いを停止しなければならない
3 有線通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	無線局に行わせる	速やかにその取扱いを停止しなければならない
4 有線通信	利用することができないとき	無線局に行わせる	速やかにその取扱いを停止することができる
5 有線通信	利用することができないとき	無線局に行うように要請する	速やかにその取扱いを停止しなければならない

A－9 海岸局又は船舶局における呼出し又は送信に係る次の記述のうち、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局における遭難警報又は遭難警報の中継の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行うことができない。
- 2 船舶局における緊急通報の告知の送信又は緊急呼出しは、その船舶の責任者の命令がなければ行うことができない。
- 3 船舶局における船位通報（遭難船舶若しくは遭難航空機の救助又は捜索に資するために国若しくは外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するもの）の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行うことができない。
- 4 海岸局における緊急通報の告知の送信又は緊急呼出しは、国又は地方公共団体等責任ある機関の要求があった場合又はそれらの承認を得た場合でなければ行うことができない。ただし、船舶局から受信した緊急通報に関して緊急通報の告知の送信又は緊急呼出しを行う場合は、この限りでない。

A－10 次に掲げる無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局

A－11 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条及び第43の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波 A 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、次の(1)から(4)までに掲げる周波数のうち、その無線局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
- (1) F1B電波 A
 - (2) F1B電波8,414.5kHz
 - (3) F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHz（船舶局の場合にあつては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な B とする。）
 - (4) F2B電波156.525MHz
- ② 海岸局にあつては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、 C 、その周波数で聴守をしなければならない。

	A	B	C
1	2,182kHz	二の周波数	その運用義務時間中
2	2,182kHz	一の周波数	常時
3	2,187.5kHz	二の周波数	常時
4	2,187.5kHz	一の周波数	その運用義務時間中

A－12 送信局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることがを要する。
- 2 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（ただし、無線通信規則に別に定める規定を参照）。
- 3 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の業務用語の一によって記載されたものでなければならない。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A－13 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信について述べたものである。電波法（第66条から第68条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局等（注）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため A に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 B を直ちに中止しなければならない。
- ③ 海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ④ 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、 C までの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ⑤ 海岸局等は、 D 安全通信を取り扱わなければならない。
- ⑥ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A	B	C	D
1 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射	その通信が終了する	速やかに、かつ、確実に
2 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害する ^{おそれ} のある電波の発射	その通信が終了する	他の通信に優先して
3 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害する ^{おそれ} のある電波の発射	その通信が終了する	速やかに、かつ、確実に
4 最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害する ^{おそれ} のある電波の発射	その通信が自局に関係のないことを確認する	速やかに、かつ、確実に
5 最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射	その通信が自局に関係のないことを確認する	他の通信に優先して

A－14 次の記述は、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、 A で聴守を行わなければならない。
- ② 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを B に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを C に通知しなければならない。
- ④ 海岸局は、①により聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。
- ⑤ 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、 D しなければならない。

A	B	C	D
1 無線局運用規則第70条の2に規定する遭難通信等に使用する電波の周波数	海上保安庁その他の救助機関	その船舶の責任者及び適当な海岸局	遭難通報を送信
2 無線局運用規則第70条の2に規定する遭難通信等に使用する電波の周波数	遭難に係る船舶又は航空機を運行する者	その船舶の責任者及び適当な海岸局	遭難通報を送信
3 無線局運用規則第70条の2に規定する遭難通信等に使用する電波の周波数	遭難に係る船舶又は航空機を運行する者	その船舶の責任者	その遭難通報に対して応答
4 これを受信した周波数	海上保安庁その他の救助機関	その船舶の責任者	遭難通報を送信
5 これを受信した周波数	海上保安庁その他の救助機関	その船舶の責任者及び適当な海岸局	その遭難通報に対して応答

A－15 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約第4章（無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約附属書第4章第4規則（機能要件）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶は、海上にある間、次の(1)から(7)までに掲げる能力を有するものとする。

- (1) 第4章第8規則（無線設備（A1海域））1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも二の A 設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (2) B を受信すること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること並びに現場の通信を送信し及び受信すること。
- (5) C 信号を送信し及び第5章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
- (6) D を送信し及び受信すること。
- (7) 第4章第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること並びに船橋間通信を送信し及び受信すること。

A	B	C	D
1 分離し、かつ、独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	救助を求めるための	海上安全情報
2 分離し、かつ、独立した	陸上から船舶への遭難警報	位置の探知のための	海上安全情報
3 分離し、かつ、独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	救助を求めるための	気象情報
4 互換性を有する	陸上から船舶への遭難警報	救助を求めるための	気象情報
5 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	位置の探知のための	海上安全情報

B－1 次の記述は、無線局の発射する電波が総務省令で定めるものに適合しないと認めるときに総務大臣が免許人に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して イ を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する ア が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に ウ なければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、 エ しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の イ を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、 オ ことができる。

- | | | |
|-------------------------------|-----------------|--------------------|
| 1 電波の周波数の安定度 | 2 電波の質 | 3 臨時に電波の発射の停止 |
| 4 期間を定めて無線局の運用の停止 | 5 電波を試験的に発射させ | 6 電波の質の測定結果を報告させ |
| 7 直ちに①の電波の発射の停止を解除 | 8 直ちに①の運用の停止を解除 | 9 免許人に対し、文書で報告を求める |
| 10 その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる | | |

B－2 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件に関する次の記述のうち、電波法（第34条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 航海船橋又は航海船橋に隣接する場所であること。
- イ 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- ウ 当該無線設備の機能に障害を及ぼす虞のある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- エ 無線設備を設置するための無線通信室が他の室から独立して設けられた場所にあること。
- オ 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

B－3 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、ア。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって イ により監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、ウ 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

② エ の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次のとおりとする。
(1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で オ に関するもの
(2) (1)に掲げるもののほか、電波法施行規則第34条の2（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）に定めるもの

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 遭難通信責任者 | 2 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者 |
| 3 総務大臣にその選任の届出がされたもの | 4 総務大臣の承認を受けたもの |
| 5 船舶の運航計画の変更のため | 6 船舶又は航空機が航行中であるため |
| 7 無線電信 | |
| 8 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 | 9 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 10 遭難通信又は緊急通信 | |

B－4 次の記述は、電気通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の ア 措置を執ることを約束する。
② もっとも、構成国は、イ を確保するため、国際通信に関し、権限のある当局に通報する権利を留保する。
③ 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
(1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を ウ 傍受すること。
(2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られた エ について、ウ 、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを オ すること。

- | | | |
|-----------------------------|-------------|--------------------|
| 1 システムに適合するすべての可能な | 2 システムを改善する | 3 自国が締約国である国際条約の実施 |
| 4 国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施 | 5 密かに | |
| 6 許可なく | 7 すべての種類の情報 | 8 特定の情報 |
| 9 窃用 | 10 公表若しくは利用 | |

B－5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
イ 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容
ウ 自局の船舶の航程
エ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
オ 通信のたびごとに次の事項
(1) 通信の開始及び終了の時刻 (2) 相手局の識別信号 (3) 使用電波の型式及び周波数
(4) 使用した空中線電力 (5) 相手局から受けた通信の概要 (6) その他参考となる事項